

三重県産業廃棄物税条例（平成十三年七月三日 三重県条例第五十一号）

（課税の根拠）

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の規定による三重県知事（以下「知事」という。）の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 三 中間処理施設 廃棄物処理法第十四条第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第四項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する施設のうち、最終処分場を除いた施設をいう。

（賦課徴収）

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の定めるところによる。

（納税義務者等）

第四条 産業廃棄物税は、事業所ごとに、産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者に課する。ただし、次に掲げる搬入については、この限りでない。

- 一 産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら有する中間処理施設において処分するための搬入

- 二 排出事業者がその処分を他人に委託した産業廃棄物のうち中間処理施設で処分された後のもの

（前号に規定する搬入に係る産業廃棄物が処分された後のものを除く。）の搬入

（納税管理人）

第五条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならぬ。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六条 前条第二項の規定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

(課税標準)

第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- 一 最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量
- 二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量

施 設 の 区 分		処理係数
一	焼却施設又は脱水施設	〇・一〇
二	乾燥施設又は中和施設	〇・三〇
三	油水分離施設	〇・二〇
四	前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇

備考 この表において、「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第十四条第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第四項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、当該産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第八条 中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が前条第一項第二号の規定により算出した重量に満たない場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたとときに限り、当該産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設(以下「再生施設」という。)(へ搬入する場合においては、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(税率)

第九条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(免税点)

第十条 四月一日から翌年三月三十一日までの間(以下「課税期間」という。)(における中間処理施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計(以下「課税標準量」という。)(が千トンに満たない場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第十一条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに（課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあっては、当該事業所の廃止の日から一月以内に）、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

第十三条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（更正又は決定の通知等）

第十四条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正若しくは決定をした場合又は法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額を決定した場合には、規則で定める通知書により、これを納税義務者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに納付しなければならない。

（帳簿の記載義務等）

第十五条 産業廃棄物税の納税義務者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、第十二条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

（徴税吏員の質問検査権）

第十六条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号及び第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で産業廃棄物税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、

同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 産業廃棄物税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、法第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。

(県税条例の特例)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、三重県県税条例第三条第二号中「入猟税」とあるのは「入猟税
産業廃棄物税」と、同条例第六条の二第二項中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税及び産業廃棄物税」と、同条例第七条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)」と、同条例第八条中

「6 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」とあるのは

「6 第二項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の課税地は、三重県産業廃棄物税条例第四条に規定する産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の所在地とする。

7 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、第二項から前項までの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」

と、同条例第九条及び第十一条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例」とする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物税の使途)

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

附 則(平成十三年七月三日 三重県条例第五十一号)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

2 この条例を施行するために必要な規則の制定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三重県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成十三年十一月九日

三重県知事 北川 正 恭

三重県規則第八十六号

三重県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の施行期日は、平成十四年四月一日とする。ただし、第八条第二項の規定（規則で定める再生施設に係る部分に限る。）の施行期日は、公布の日とする。

三重県産業廃棄物税条例施行規則（平成十三年十一月九日 三重県規則第八十七号）

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（事業所）

第三条 条例第四条の事業所は、産業廃棄物の排出が行われる工場、事業場、営業所その他これらに準ずる場所（建設工事にあつては、当該建設工事を管理する営業所）とする。

（条例第七条第二項に規定する要件）

第四条 条例第七条第二項に規定する規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

（換算して得た重量）

第五条 条例第七条第二項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃酸	一・二五
五 廃アルカリ	一・一三
六 廃プラスチック類	〇・三五
七 紙くず	〇・三〇
八 木くず	〇・五五
九 繊維くず	〇・一一
十 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十二 ゴムくず	〇・五二
十三 金属くず	一・一三

十四	産業廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十五	鉱さい	一・九三
十六	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十七	動物のふん尿	一・〇〇
十八	動物の死体	一・〇〇
十九	産業廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	一・二六
二十	産業廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
備考		
一	この表の第一号の項から第六号の項までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「産業廃棄物処理法」という。）第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物を、同表の第七号の項から第十号の項まで及び第十二号の項から第十八号の項までに掲げる産業廃棄物の種類は、産業廃棄物処理法施行令第二条第一号から第四号まで及び第五号から第十一号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。	
二	この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。	

（課税標準の特例の申出）

第六条 条例第八条第一項に規定する申出は、課税標準特例申出書（第一号様式）により行うものとする。

2 知事は、前項の課税標準特例申出の審査をするに当たって必要があるときは、申出を行った者に、必要な報告若しくは資料の提出又は調査への協力を求めることができる。

（再生施設）

第七条 条例第八条第二項の規則で定める再生施設は、次の各号に掲げる中間処理施設とする。

一 産業廃棄物の種類及び処分の方法ごとに、別表に掲げる算式により算定して得た数値（以下「再生率」という。）が、九以上の中間処理施設（その使用が開始された日から三月を経過したものに限る。）であることを、当該中間処理施設の設置者の申出に基づき知事が認定したものに限り行うものとする。

二 産業廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げる産業廃棄物を破砕する中間処理施設

2 前項第一号に規定する申出は、課税期間ごとに再生施設申出書（第二号様式）により行うものとする。

（帳簿記載義務）

第八条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物の搬入に係る事業所ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載しなければならない。

一 産業廃棄物の搬入年月日、種類及び重量（第四条に規定する要件に該当する場合にあっては、容量）並びに処分の方法

二 課税標準となるべき重量

三 産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の名称及び所在地

四 廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定により産業廃棄物管理票を交付する場合には、当該産業廃棄物管理票に記載する交付番号及び産業廃棄物の数量

五 建設工事にあつては、当該建設工事の名称及び場所

- 六 第三号の中間処理施設が、前条第一項に規定する再生施設に該当する場合には、その旨
- 2 条例第十五条の規定により備え、及び保存しなければならない帳簿には、当該帳簿の備付け及び保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の備付け及び保存（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）による保存を含む。）がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。この場合における当該電磁的記録の備付け及び保存については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十八条第一項、第七百四十九条第一項及び第三項、第七百五十条第一項及び第三項から第五項まで、第七百五十一条、第七百五十三条並びに第七百五十四条の規定（これらの規定に基づく地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の規定を含む。）を準用するものとする。

（申告書等の様式）

第九条 次の各号に掲げる申告書等は、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- 一 条例第十二条に規定する申告書及び条例第十三条第二項に規定する修正申告書 第三号様式
- 二 条例第十四条第一項に規定する通知書 第四号様式

2 前項に定めるもののほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について、三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号。以下「県税条例施行規則」という。）に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

（賦課徴収等）

第十条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、県税条例施行規則第四条第一項中「第八条第六項」とあるのは「第八条第七項」と、県税条例施行規則第六条第一項中「条例の」とあるのは「条例又は三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の」とする。

附 則（平成十三年十一月九日三重県規則第八十七号）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。

2 第七条の規定の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間における同条第一項第一号に規定する申出については、別表中「第七条第一項第一号」に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間」とあるのは、「第七条第一項第一号」に規定する申出に係る課税

期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間又は当該申出の日前一年間のいずれかの期間」とする。

附 則（平成十四年三月二十六日 三重県規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日から六月を経過する日までの間における改正後の第八条第二項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百五十条第一項及び第五項の適用については、同条第一項中「の三月前の日」とあるのは「から三月を経過する日」と、同条第五項第一号中「当該地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」とあるのは「その提出の日から三月を経過する日」とする。

別表（第七条関係）

$$A = B \div (B + C)$$

この算式において、A、B及びCはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 再生率

B 当該中間処理施設に搬入された産業廃棄物が当該中間処理施設で処分された後の有用な物（原材料、部品その他製品の全部若しくは一部として利用することができる物又はその可能性がある物をいう。）のうち、実績期間内において、当該中間処理施設の設置者が他人に売り渡し、又は自ら利用したものの重量

C 実績期間内に当該中間処理施設から排出された産業廃棄物の重量

備考 この表において、「実績期間」とは、第七条第一項第一号に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間（当該課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあつては、当該申出の日前一年間）をいう。

第1号様式（第6条関係）

受 付 印 年 月 日 県税事務所長 様	申 出 者	住所又は所在地	〒 (電話)
		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	(印)
		事業所の名称及び所在地	〒
		担当者の氏名	(電話)
課税標準特例申出書(年 月)			
産業廃棄物の搬入年月日		別表のとおり	
産業廃棄物の種類			
中間処理施設の区分			
産業廃棄物を搬入した中間処理施設	名 称		
	所 在 地	(電話)	
	処分業の許可年月日及び許可番号	年 月 日	
搬入した産業廃棄物の重量		別表のとおり	
処分された後の産業廃棄物の重量		別表のとおり	

- 注1 この申出書は、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する申出を行う場合に使用してください。
- 2 この申出書には、別表を添付してください。
- 3 この申出書は、産業廃棄物の搬入年月、産業廃棄物の種類、中間処理施設の区分、産業廃棄物を搬入した中間処理施設及び産業廃棄物の処分条件が同一の場合ごとに作成し、搬入月の翌々月の末日までに（中間処理施設における処分が終了していない場合にあっては、処分後速やかに）提出してください。
- 4 この申出書には、中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が、条例第7条第1項第2号の規定により算出した重量に満たないことを確認できる書類等を添付してください。
- 5 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する事業所をいいます。
- 6 「産業廃棄物の種類」の欄には、規則第5条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 7 「中間処理施設の区分」の欄には、条例第7条第1項第2号の表の上欄に掲げる施設の区分を記載してください。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日 三重県知事様	申 出 者	住所又は所在地	〒 (電話)	
		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	〒 (印)	
		事業所の名称及び所在地	〒 (電話)	
		担当者の氏名	〒 (電話)	
再 生 施 設 申 出 書				
中間処理施設	名 称			
	所 在 地			
	処分業の許可年月日及び許可番号	年	月 日	
申 出 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 種 類				
申 出 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 処 分 の 方 法				
申 出 に 係 る 課 税 期 間		年 月 日から	年 月 日まで	
再 生 品 の 名 称				
再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量		トン (明細は別表のとおり)		
再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量		トン		
実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物	重 量	トン		
	種 類			
	処分の委託先	名 称		
		所在地		
処分の方法				
再生率 (+) ÷ (+ +)				

- 注1 この申出書は、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する申出を行う場合に使用してください。
- 2 この申出書には、別表を添付してください。
- 3 この申出書は、申出に係る課税期間の初日から起算して3月前までに提出してください。ただし、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあっては、申出に係る課税期間の初日から起算して1月前までに提出してください。
- 4 この申出書には、「再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量」の欄に記載した内容を確認できる書類等を添付してください。
- 5 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、規則第3条に規定する事業所をいいます。
- 6 この申出書における「再生品」とは、中間処理施設に搬入された産業廃棄物が当該中間処理施設で処分された後の有用な物（原材料、部品その他製品の全部若しくは一部として利用することができる物又はその可能性がある物）をいいます。
- 7 この申出書における「実績期間」とは、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間をいいます。ただし、当該課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあっては、当該申出の日前1年間をいいます。
- 8 「申出に係る産業廃棄物の種類」の欄及び「実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物」の「種類」の欄には、規則第5条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 9 「申出に係る課税期間」の欄には、課税期間の範囲内において認定を受けようとする期間を記載してください。
- 10 「再生品の名称」の欄には、再生品の品名、規格等を記載してください。
- 11 「再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量」の欄には、別表の「合計」の「トン」の欄の重量（別表が2枚以上になる場合は、それぞれの別表の「合計」の「トン」の欄の重量を集計した重量）を記載してください。
- 12 「再生品のうち、実績期間内において他人に売り渡したものの重量」の欄、「再生品のうち、実績期間内において自ら利用したものの重量」の欄及び「実績期間内に中間処理施設から排出された産業廃棄物」の「重量」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、重量を記載してください。
- 13 「再生率」の欄に記載すべき数値に小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

別表

氏名又は名称及び法人にあっては、 その代表者の氏名				
申出に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで		
再生品の売渡しに関する明細書				
再生品の名称				
再生品の売渡先の住所又は所在地				
再生品の売渡先の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)				
再生品の売渡年月	重	量	売 渡 金 額	備 考
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
年 月		トン	円	
合 計		トン	円	

注1 この明細書は、再生品及び売渡先ごとに作成してください。

2 「重量」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、重量を記載してください。

3 「売渡金額」の欄には、消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を適用して計算した税額をいう。）を含めて記載してください。

（規格A4）

第3号様式（第9条関係）

受付印

年 月 日		処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算
県税事務所長 様			郵 便 官 署 消 印	確 認 印	
申 告 者	住 所 又 は 所 在 地	〒 (電話)			
	氏名又は名称及び法人 にあっては、その 代表者の氏名	®			
	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	〒			
	担 当 者 の 氏 名	(電話)			
産 業 廃 棄 物 税 申 告 書 修 正 申 告 書					
課 税 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで			
区 分		課 税 標 準 量	税 率	税 額	
申告納付	申 告	トン	1,000円	円	
	納 付 年 月 日	年 月 日			
修正申告納付	修 正 申 告	トン	1,000円	円	
	当 初 申 告	トン	1,000円	円	
	修正申告書による納付すべき 税 額	-		円	
	納 付 年 月 日	年 月 日			

- 注1 この申告書又は修正申告書は、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第12条に規定する申告書又は第13条2項に規定する修正申告書を提出する場合に使用してください。
- 2 この申告書又は修正申告書には、別表1及び別表2（条例第7条第2項に規定する要件に該当する場合に限る。）を添付してください。
- 3 印の欄は、記載しないでください。
- 4 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、三重県産業廃棄物税条例施行規則第3条に規定する事業所をいいます。
- 5 「課税標準量」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、別表1の「合計（+）」の欄の重量と別表2の「合計（+）」の欄の重量を合計した重量を記載してください。
- 6 「税額」の欄に記載すべき数値に100円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨ててください。

（規格A4）

別表 1

氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表者の氏名					
課 税 期 間		年 月 日から		年 月 日まで	
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書					
搬入先	施設の区分	産業廃棄物の種類	重 量 ①	処 理 係 数 ②	課 税 標 準 ③(①×②)
最終処分 場 へ の 搬 入			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
			トン		トン
小 計					トン
中間処理 施設（再 生施設を 除く。） への搬入	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
	施設		トン		トン
小 計					トン
合 計 (+)					トン
再生施設 への搬入	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物の種類		重 量 ①		トン
	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物の種類		重 量 ①		トン
	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物の種類		重 量 ①		トン
	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物の種類		重 量 ①		トン

注 1 「産業廃棄物の種類」の欄には、三重県産業廃棄物税条例施行規則第 5 条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。

2 「施設の区分」の欄には、処分業の許可に係る事業の範囲に応じた施設の区分を記載してください。

3 「重量①」の欄及び「課税標準③(①×②)」の欄には、トン未満の端数を処理しないで、重量を記載してください。

4 「処理係数②」の欄には、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の表の下欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、条例第 8 条第 1 項に規定する知事が適当であると認めるときは、「特例適用」と記載してください。

5 「再生施設への搬入」の欄には、条例第 8 条第 2 項に規定する再生施設に搬入した場合のみ記載してください。

（規格 A 4）

別表 2

氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表者の氏名							
課 税 期 間		年 月 日から		年 月 日まで			
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書							
搬入先	施設の区分	産業廃棄物 の 種 類	容 量 ①	換算係数 ②	換算して得た重量 ③(①×②)	処理係数 ④	課 税 標 準 ⑤(③×④)
最終処分 場 へ の 搬 入			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
			m ³		トン		トン
		小 計					トン
中間処理 施設（再 生施設を 除く。） への搬入	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
	施設		m ³		トン		トン
		小 計					トン
		合 計			(+)		トン
再生施設 への搬入	名 称						
	所 在 地				産業廃棄物の種類		
	容 量 ①	m ³	換算係数②		換算して得た重量③(①×②)	トン	
	名 称						
	所 在 地				産業廃棄物の種類		
	容 量 ①	m ³	換算係数②		換算して得た重量③(①×②)	トン	
	名 称						
	所 在 地				産業廃棄物の種類		
	容 量 ①	m ³	換算係数②		換算して得た重量③(①×②)	トン	
	名 称						
	所 在 地				産業廃棄物の種類		
	容 量 ①	m ³	換算係数②		換算して得た重量③(①×②)	トン	

- 注 1 「産業廃棄物の種類」の欄には、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 2 「施設の区分」の欄には、処分業の許可に係る事業の範囲に応じた施設の区分を記載してください。
- 3 「容量①」の欄、「換算して得た重量③(①×②)」の欄及び「課税標準⑤(③×④)」の欄には、立方メートル又はトン未満の端数を処理しないで、容量又は重量を記載してください。
- 4 「換算係数②」の欄には、規則第 5 条の表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
- 5 「処理係数④」の欄には、三重県産業廃棄物税条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の表の下欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、条例第 8 条第 1 項に規定する知事が適当であると認めるときは、「特例適用」と記載してください。
- 6 「再生施設への搬入」の欄には、条例第 8 条第 2 項に規定する再生施設に搬入した場合のみ記載してください。

第 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあっては、その代表者の氏名 様

県税事務所長 印

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書

産業廃棄物税の課税標準量、税額及び加算金を下記のとおり更正・決定しましたので通知します。
この通知書による不足税額等を別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、静岡県又は岐阜県内の各郵便局）へ納付してください。

納 税 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
申 告 書 提 出 期 限	申 告 書 提 出 年 月 日			
	年 月 日			
更正又は決定の理由				
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額	
更正又は決定	トン	1,000円	円	
申告	トン	1,000円	円	
差引不足税額（ - ）			円	
区 分	基礎となる税額	課 率	加 算 金 額	
過少申告加算金	（通常分）	円	%	円
	（加重分）	円	%	円
不申告加算金	円	%	円	
重加算金	円	%	円	
納付すべき税額等の合計額 （ + + + ）			円	
指 定 納 期 限	年 月 日			

注1 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるときはその端数金額、不足税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）に、申告納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した延滞金額（100円未満の端数があるときはその端数金額、延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）が加算されますが、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納付してください。

2 この通知書について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

三重県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成十三年十一月九日

三重県規則第八十六号

三重県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の施行期日は、平成十四年四月一日とする。ただし、第八条第二項の規定（規則で定める再生施設に係る部分に限る。）の施行期日は、公布の日とする。